

令和6年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。（反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。）
本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。
なお、必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所において放置車両の確認等を実施する。

活動路線

◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
・ 国道230号 （南9条から南29条までの間及びその周辺）	5時～22時
・ 市道旭山公園米里線 （南9条西1丁目から南9条西18丁目までの間及びその周辺）	
・ 道道西野白石線 （南21条西7丁目から南21条西14丁目までの間及びその周辺）	

活動地域

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
山鼻地区 （南9条（10条）から南25条（南北）まで西1丁目から西22丁目（東西）までの間及びその周辺）	5時～22時

札幌方面南警察署